

甲府市小児慢性特定疾病医療費助成制度におけるオンライン資格確認のための医療機関システム改修支援事業

事業費	5,703千円
補助率	国10/10

概要

現在国が推進している、マイナンバーカードによる医療費助成資格等情報を連携するための基盤（PMH）について、令和8年度以降に全国展開予定となっています。

甲府市では小児慢性特定疾病においてPMH先行実施団体となっており、小児慢性特定疾病指定医療機関が先行してPMH連携を行うにあたり必要なシステム改修費用を支援します。

支援事業の今後の流れ

項目	時期	内容
補助金交付申請	令和6年12月18日(水)～令和7年1月20日(月)	医療機関から市へ交付申請書を提出
補助金交付決定	令和7年1月下旬～2月上旬	市から医療機関へ交付決定通知書を送付
医療機関の環境整備	令和6年12月末～令和7年3月21日	医療機関がシステム改修や物品購入等を実施
事業実績報告	【最終提出期限】令和7年3月21日	医療機関から市へ事業完了に係る報告書を提出
補助金支払	実績報告後随時	市から医療機関へ実績報告に基づき補助金を支払い

留意事項

原則として、交付決定通知より前に事業に着手した場合は補助対象外となります。

補助金交付申請の際は、見積書等の添付が必要となります。

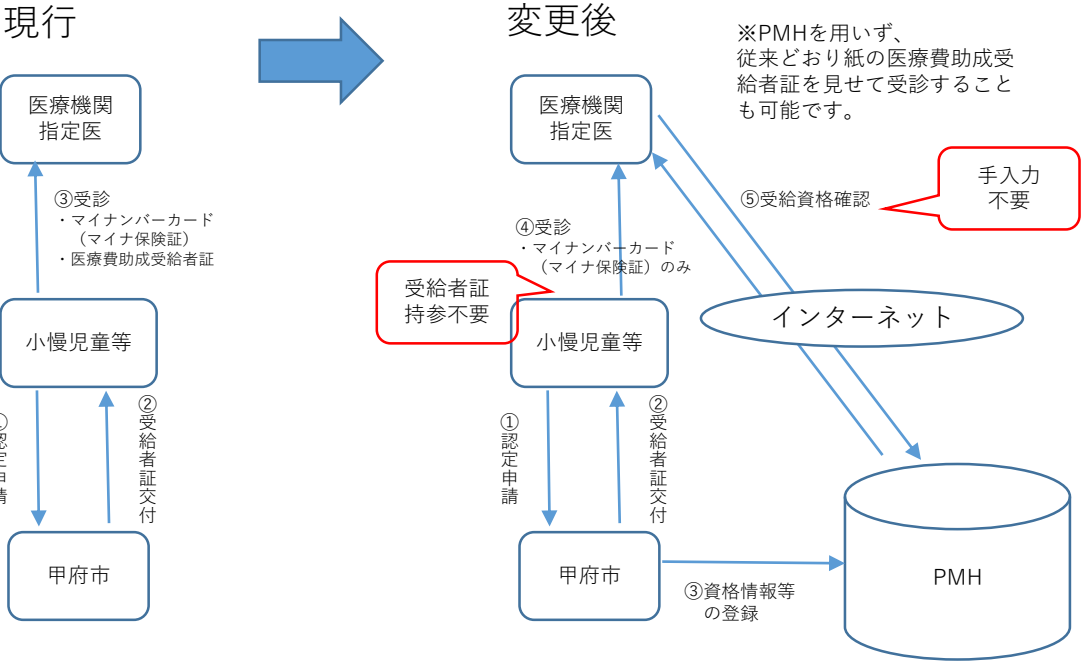
実績報告の際は、領収書等の証拠書類の添付が必要となります。

予算（国・市）の制約上、申請されても補助金を交付できない場合があります。

この補助金は国の予算措置が続く限り実施する予定ですが、令和7年度以降は現時点において未定です。

対象医療機関	甲府市内に所在地のある指定小児慢性医療機関（訪問看護を除く）
補助対象経費	レセプトコンピューターの改修に係る費用
補助額	経費額の10/10（1医療機関あたりの補助上限額：病院30万円、診療所及び薬局6万円） ※デジタル庁の保険医療機関等向け社会保障・税番号制度システム整備費補助金（医療機関等におけるマイナンバーカード利活用推進事業）へ申請している場合、本事業には申請できません。

PMHを利用した医療費助成資格確認イメージ図



PMHの利用により、受診者・医療機関の負担軽減が期待されています。
例）受診者においては医療費助成受給者証の持参不要、医療機関においては紙の受給者証による資格確認の省略やレセプト請求時の受給資格入力自動入力など。